

鳥取県告示第830号

平成6年鳥取県告示第571号（口座振替の方法により支出することができる金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行する。

平成19年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(1) <u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた信託銀行</u>	(1) <u>信託業法（大正11年法律第65号）第1条第1項の免許を受けた信託銀行</u>
(2) <u>農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第1条の農林中央金庫</u>	(2) <u>農林中央金庫法（大正12年法律第42号）第38条第1項の設立の許可を受けた農林中央金庫</u>
(3) <u>商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）第1条の商工組合中央金庫</u>	(3) <u>商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）第58条第1項の設立の認可を受けた商工組合中央金庫</u>
(4)～(7) 略	(4)～(7) 略
(8) <u>長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第4条第1項の免許を受けた長期信用銀行</u>	(8) <u>長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第4条第2項の免許を受けた長期信用銀行</u>
(9) 略	(9) 略
(10) <u>銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項の免許を受けた銀行（株式会社<u>ゆうちょ銀行を除き、外国銀行支店については、鳥取県指定金融機関と為替取引のあるものに限る。</u>）</u>	(10) <u>銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項の免許を受けた銀行（外国銀行支店については、鳥取県指定金融機関と為替取引のあるもの）</u>